寿都町インフルエンザ予防接種実施要綱

(目的)

第1条 町が実施する予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定による 高齢者インフルエンザ予防接種及び任意予防接種の幼児等インフルエンザ予防接種(以 下「予防接種」という。)について、インフルエンザの発病予防と重症化防止を図るため、 予防接種の被接種者に対して経費の一部を補助し、もって健康な日常生活の安定に寄与 することを目的とする。

(補助対象者)

- 第2条 補助対象者は、町内に住所を有する次の各号に掲げる者であって、予防接種の被接種者とする。
 - (1) 予防接種の日において65歳以上の者
 - (2) 予防接種の日において60歳以上65歳未満であって、心臓、じん臓もしくは 呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものと して厚生労働省令で定めている者
 - (3) 予防接種の日において生後6か月以上18歳(高校3年生相当)までの者 (予防接種の実施)
- 第3条 この事業は、別に指定する医療機関(以下「指定医療機関」という。)と別記第1 号の業務委託契約書をもって締結し、予防接種を受けようとする者は、指定医療機関に おいて、予防接種を受けるものとする。
- 2 指定医療機関以外で予防接種を受けようとする者については、その医療機関の指示に より接種を受けるものとする。

(予防接種の費用)

第4条 予防接種にかかる費用の負担については、予防接種1回につき予防接種に要した 費用の2分の1以内の額とし、町負担分を1回につき上限1,500円とする。指定医 療機関における接種をした場合は接種料金から町負担分を控除した額を、指定医療機関 以外で予防接種を受けた場合は全額を負担しなければならない。ただし、生活保護世帯 については、全額町が負担するものとする。

(費用の請求)

- 第5条 指定医療機関は、委託契約書による委託料を請求するものとする。尚、請求書に は、予診票を添付するものとする。
- 2 町長は、対象者が前条の規定により、指定医療機関以外で予防接種を受け、自己負担 により費用を支払ったときは、別記第2号の予防接種料金償還払申請書に領収書及び予 診票を添付し、町長に申請するものとする。

(健康被害の処理)

第6条 予防接種に起因する健康被害が生じたときは、第2条第1号及び第2号に規定する者については予防接種法第12条に基づき処理し、第3号に規定する者については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による救済制度に基づき処理するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。 附 則

- この要綱は、平成23年10月1日から適用する。
- この要綱は、平成27年10月1日から適用する。
- この要綱は、令和7年10月1日から適用する。

予防接種料金償還払申請書

年	月	H

寿都町長様

住所 寿都郡寿都町字

氏名

予防接種料金の支給を受けたいので証拠書類を添えて申請します。

記

								古匚								
接	住	所	寿都郡刻	导都	3町字 町			電番	話号							
種 者	氏	名								生年	月日		年	月	B	
医療	名	称	1													
機関	所在	王地														
医療	医療機関等の発行した領収書					P										
支 払 先			先		融機関 空番号											
				リガナ 空名義												
決定欄下記のとおり決定す					とと	決定年月日		課		主		係		係		
してよろしいか伺い				ます。				長		幹		長				
内訳	・生活保護・その他					金額	ĺ					円				
摘	〇予	○予防接種名 ()														
要																
	○添付書類															
	・領収書の原本または写し															
	・予診票の原本または写し															